

令和 5 年度第 10 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 5 年 8 月 25 日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4305〕

① 件名
石巻市地域防災計画の改訂について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 「石巻市地域防災計画」は、平成 26 年度の改訂を最後に現在に至っており、その後の国の防災基本計画や宮城県地域防災計画などの上位計画等の修正に伴い、最新の防災情報や知見を踏まえた現行計画の改訂が必要とされている。</p> <p>また、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の一部改正に伴い、「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化したことや、「高齢者等避難」など、早期の避難開始の判断が必要となったこと、令和 4 年 5 月に宮城県が公表した津波浸水想定に基づき、指定緊急避難場所や指定避難所等を見直したこと、さらに、令和 4 年 12 月に運用が開始された「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表時の対応により、配備体制基準の見直し等も必要な状況となっている。</p> <p>【目的】 現行の地域防災計画を見直し、防災関係機関が行うべき事務又は業務の大綱を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るもの。</p> <p>また、宮城県が令和 4 年 5 月に公表した津波浸水想定に基づき、指定緊急避難場所や指定避難所等の見直し等を行うとともに、「津波避難計画」や「原子力災害時における広域避難計画」並びに「津波ハザードマップ」を併せて改訂するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 3 節 安心して暮らすための地域防災力などの向上 1 地域防災力の向上を図る</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 5 月 災害対策基本法の一部改正 令和 4 年 5 月 宮城県津波浸水想定公表 6 月 宮城県津波浸水想定に係る住民説明会（全 4 回、参加者 295 名） 12 月 第 1 回石巻市地域防災計画調整会議 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用開始 令和 5 年 5 月 石巻市地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップ改訂に伴う住民意見交換会（全 13 回、参加者 386 名） 第 2 回石巻市地域防災計画調整会議 6 月 第 3 回石巻市地域防災計画調整会議 7 月 第 1 回石巻市防災会議 （地域防災計画、津波避難計画、原子力災害時における広域避難計画等改訂内容を説明）</p>

<p>⑤ 主な内容</p> <p>1 上位計画の見直しに伴う改訂（平成27年度から令和5年度分） 総則、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害等災害対策編、原子力災害対策編、資料編</p> <p>2 津波発生時の避難指示発令基準、対象地区の見直し</p> <p>3 住民意見交換会等による反映 等</p> <p>※詳細は「石巻市地域防災計画の改訂概要」参照</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 地域防災計画の改訂により、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減が図られる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他の自治体においても、必要に応じて改訂する。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年 9月 パブリックコメントの実施 10月 第2回石巻市防災会議（地域防災計画の承認）</p>
<p>⑨ その他</p>